

用語の説明

1 認可定員と利用定員

(1) 認可定員とは

教育・保育施設の設置に当たり、北海道が定める条例の基準(当該施設の面積、職員配置等)の範囲内で、当該施設の定員として認可された人数をいいます。

※認可定員は、児童福祉法第35条第4項及び第45条の規定により算出された年齢別の人数

(2) 利用定員とは

市長は、子ども・子育て支援法における給付費(委託費)を支払う対象となる教育・保育施設の確認を行うこととされており、当該確認の際に定める当該施設の人数をいいます。

※利用定員は、子ども・子育て支援法第31条第1項に基づき定めます。

(3) 認可定員と利用定員の違い

認可定員は、北海道が定める条例の基準に適合するものであって、北海道が定めるものであり、利用定員は、認可定員を超えない範囲で市町村が定めるものです。